

法廷内における手錠腰繩問題に早期解決を！

現在、多くの刑事裁判では、被疑者・被告人(以下「被告人等」といいます。)は手錠や腰繩を施された状態で入退廷し、その屈辱的な姿を、傍聴人や裁判官・検察官・弁護士などの訴訟関係人に見られてしまうことになります。

さらに、手錠・腰繩という屈辱的な姿を見られながら入廷した被告人等は、そのような精神状態で裁判に臨まなければなりません。

また、被告人等の手錠・腰繩姿はまさに罪人そのものを連想させるものであり、刑事裁判の大原則である「無罪推定の原則」とは、ほど遠い存在であるといえます。

法廷内で手錠・腰繩姿を見られたくないとの被告人等の利益は個人の尊厳を定める憲法 13 条により保障されています。

被告人等の入退廷時の姿について、EU 諸国をはじめ多くの国では、手錠・腰繩等の身体拘束具は用いられず、被告人等は不要な精神的負荷を排除された状態で法廷に臨みます。日本の刑事裁判は、被告人等の本来守られるべき権利について十分保障されているとはいえないません。

そのため、大阪弁護士会法廷内手錠腰繩問題に関する PT は、関係各所に次の運用を求めております。

被告人の入退廷においては、

- 1 入廷前の控え室において解錠及び施錠をする
- 2 衝立等で被告人の解錠及び施錠が見られないようにする
- 3 傍聴人がいない法廷で解錠及び施錠をする

など、被告人の権利を守るために適切な措置をしてください。

私は、大阪弁護士会法廷内手錠腰繩問題に関する PT の運用に賛同し、署名いたします。

以上